

特集

## 文教・科学技術施策の進展 平成16年度の展望

解説	10 文部科学省における政策評価の取組について
	15 生涯学習政策
	21 初等中等教育
	30 高等教育
	38 私立学校
	41 科学技術・学術政策
	46 研究振興
	52 研究開発
	57 スポーツ・青少年
	62 文化
	69 国際協力・交流の推進
	71 文教施設
資料	74 平成16年度予算
	77 文部科学省の機構・定員要求(一般会計)査定結果
	78 文部科学省関係の税制

84  
編集後記

82  
報告

● 世界水準の大学づくりを目指す  
中国の高等教育改革

81  
インフォメーション

6  
インフォメーション

カラー

表1 温故知新  
● 大阪府中央公会堂

表2 温故知新  
● 鹿児島県川辺郡川辺町立  
高田小学校

表3 温故知新  
● 高速ロボットハンドの開発

1  
あたらしい学舎(まなびや)Dart II

# 文化

## 文化政策

文化は人々に感動や生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするうえで大きな力となるものであり、その果たす役割は極めて重要である。このため、文化の一層の振興を図り、文化を大切にす社会の構築を目指していくことが必要である。

文化庁では、平成一三年末に成立した文化芸術振興基本法、平成一四年一二月に閣議決定を行った「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を踏まえ、施策の充実に努めている。本年度予算では、「心豊かで元気のある社会を実現するため『文化力』の向上」を図ることとして、「日本映画・映像」振興プランをはじめとする文化芸術創造活動に対する支援など、対前年度一三億円（一・二％）増の総額一〇一六億円を計上しているところである。

## 芸術創造活動

多彩で豊かな芸術を生み出す源泉は、芸術家や芸術団体の自由な発想に基づく創造活動

層日本映画の振興に取り組むべく、本年度予算では、①魅力ある日本映画・映像の創造、②日本映画・映像の流通の促進、③映画・映像人材の育成と普及等支援、④日本映画フィルムムの保存・継承を柱とする「日本映画・映像」振興プラン」を推進していくこととしている。

また、我が国唯一の映画機関である東京国立近代美術館フィルムセンターの在り方について検討を行う場として「フィルムセンターの在り方に関する検討会」を設置している。

## 地域文化

### (1) 伝統文化こども教室事業

次世代を担う子どもたちに対し、土・日曜日などにおいて、学校、文化施設等を拠点とし、茶道、華道、日本舞踊、伝統音楽、郷土芸能などを計画的・継続的に体験・習得できる機会を提供する事業などを行う。

### (2) ふるさと文化再興事業

地域において、守り伝えられてきた祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の個性豊かな伝統文化の継承・発展を図るため、伝統文化保存団体等が実施する伝統文化の保存・活用のための事業を支援する。

にある。文化庁はこれらの創造活動を側面から支援する観点に立ち、芸術創造活動の活性化のための環境の整備充実に取り組んでいる。

### (1) 芸術創造活動への支援

我が国の文化芸術の振興を図るために、「世界水準の芸術家」「世界に誇れる日本映画・映像」「世界に羽ばたく新進芸術家」「感受性豊かな子どもたち」の育成を総合的に行うことを目的として、「文化芸術創造プラン」による支援を引き続き行っているところである。

また、独立行政法人日本芸術文化振興会においても、芸術文化振興基金の運用益などにより、安定的・継続的に多様な芸術文化活動に対して助成を実施している。

### (2) メディア芸術の振興

コンピュータ・グラフィックス、ゲームソフトなど新しいメディア芸術の創作活動を支援するため、優れた作品の顕彰、発表および鑑賞の場を提供する「文化庁メディア芸術祭」、また、メディア芸術の創造活動に役立つ各種の情報や作品発表の場などを提供する「メディア芸術プラザ」(<http://plaza.bunka.go.jp>)を

### (3) 本物の舞台芸術に触れる機会の確保

学校や公立文化会館などにおいて、子どもたちが優秀なオーケストラや文楽等の舞台芸術や伝統芸能にじかにふれる機会を提供し、感受性豊かな人間としての育成を図る。

### (4) 文化体験プログラム支援事業

市町村において、子どもたちが年間通じて多様な機会に多様な文化にふれあい体験する文化体験プログラムを作成・実施するモデル事業を支援する。

### (5) 文化芸術による創造のまち「支援事業

全国の文化水準の向上を図るため、地域における文化芸術活動の環境醸成と人材育成および次世代を担う子どもたちが参加する文化活動の活性化を図る。

このほか、「学校の文化活動の推進」や全国規模の文化の祭典である「第一九回国民文化祭」(一〇月三〇日～一二月一四日 福岡県)、高校生の芸術文化活動の発表の場である「第二八回全国高等学校総合文化祭」(七月三〇日～八月三日 徳島県)を実施する。

## 国語施策

国語は国民生活に直接関係し、我が国文化

引き続き実施する。

### (3) 芸術家等の養成

多彩で豊かな芸術活動を活発化させるためには、その担い手となる優秀な人材を得ることが不可欠である。このため、「文化芸術創造プラン」の中で、新進芸術家等の海外留学や国内研修への支援、海外の新進芸術家の招へい、新進芸術家に発表の場を提供する「新進芸術家の発表の機会の確保」、世界水準の指導者を海外から招へいする「優秀指導者特別指導助成」を行い、世界に羽ばたく新進芸術家の養成を図る。

また、我が国の現代舞台芸術の拠点である新国立劇場においては、我が国の次代の芸術界を担う、創造性豊かで世界に通用する人材を養成するため、平成一〇年度からオペラ研修、一三年度からバレエ研修を実施している。

### (4) 映画振興への支援

映画は国民の多くに支持され親しまれている総合芸術であり、海外に日本文化を発信するうえでも極めて効果的な映像媒体である。本年度予算では海外映画祭への出品等支援、新人監督や若手シナリオ作家の作品の製作支援、子どもたちが映画館等で映画を見る機会の増大のための普及事業を行うこととしている。

文化庁では、昨年四月に「映画振興に関する懇談会」で取りまとめられた「これからの日本映画の振興について(提言)」を受け、一

の基盤をなすものであり、時代の変化や社会の進展に応じ、その在り方等について適切に検討し、必要な改善を図っていく必要がある。

平成一四年二月には、文部科学大臣から文化審議会に対し、「これからの時代に求められる国語力について」諮問され、文化審議会国語分科会で慎重に審議を重ね、平成一六年二月三日の文化審議会総会において文部科学大臣に答申された。今後は、本答申の趣旨を教育委員会等を通じて各学校に広く普及・啓発に努めていく予定である。

\*なお、文化審議会答申の全文は、文部科学省および文化庁のホームページに掲載

また、平成一三年度から地域や家庭などが一体となって、相手や場面に応じた適切な言葉遣いや言葉による表現等について、各界の著名人等を講師に招いて、親と子がともに参加し、語り合う機会を提供することで、言葉に関する意識を高揚させることをねらいとした事業を実施しているが、平成一五年度からは「言葉」について考える体験事業」として、参加者の範囲を拡大して実施している。

さらに、文化庁では、国内外の日本語学習者の増加や多様な日本語学習需要に対応するため、日本語教育の一層の推進を図ることとしている。平成一五年度からは、地方公共団体と連携しながら、地域における日本語教育を推進するため、日本語ボランティアや地域日本語支援コーディネーターの研修などを行う日本語ボランティア活動の支援・推進事業を行うこととしている。また、「日本語教育支

援総合ネットワーク・システム」の提供情報の一層の充実や利用環境の改善を引き続き行っているほか、日本語教育実態調査、親子参加型の日本語教室の開設、日本語能力試験および日本語教育能力検定試験を実施するとともに、独立行政法人国立国語研究所において日本語教育に係る調査研究、日本語教員の研修、教材開発等を行っている。

### 宗務行政

我が国には、教派、宗派、教団といった大規模な宗教団体をはじめ、神社、寺院、教会等のさまざまな宗教団体が存在し、多様な宗教活動を行っている（宗教法人数は、約一万三〇〇〇）。

宗教法人制度を規定する宗教法人法（昭和二十六年に公布・施行）の目的は、一定の宗教団体に法人格を与え、自由で自主的な活動を行うためのしくみを設けることにある。

平成七年の宗教法人法の一部改正により、新たに宗教法人に義務づけられた事務所備付け書類の所轄庁への提出については、平成一〇年より本格的に始まったが、不活動法人を除いてほとんどすべての宗教法人が書類提出制度の趣旨に沿って対応している。

この書類提出制度によって、所轄庁は宗教法人の運営について継続的に確認できるようになり、いわゆる不活動宗教法人の実態把握が可能になった。不活動宗教法人は、いわゆる法人売買、名義貸しなどに悪用され社会的

問題を引き起こすおそれがあり、ひいては、宗教法人制度全体に対する社会的信頼を損なうことになるため、文化庁ではその整理促進に取り組んでいる。

今後、関係者の一層の理解と協力を得、引き続き宗教法人法の適正な実施に努めていく。

### 文化財の次世代への継承・発展

文化財は、我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、また、将来の文化の向上発展の基礎となるものであることから、その適切な保存・活用を図ることが極めて重要である。

このため、文化庁においては、文化財保護法に基づき重要な文化財について指定等を行うことなどにより、文化財を大切に保存して次世代に継承するとともに、積極的に公開・活用し、広く国民に親しまれるように、次のような施策に取り組みをとしている。

#### (1) 文化財の保存修理等

国宝・重要文化財（建造物、美術工芸品）や伝統的建造物群を適切に保存し、次世代に継承するため、計画的な保存修理実施の充実を図る。特に国宝・重要文化財（建造物）の保存活用の現状、支援体制の実態を調査し、NPO等による実践的研究を実施し、効果的な保存活用を図るための支援プログラムを構築する。また、国宝・重要文化財（美術工芸品）等を火災や盗難等から守り、保存管理の

万全を期するとともに、展示や体験学習機能を加えた整備事業を実施し、多様な保護・活用を図る。

防災に関しては、木造で燃えやすい国宝・重要文化財（建造物）を火災の被害から最小限に防ぐため、防火、消火等の防災施設を設置し、あわせて周辺環境の保全等の充実を図る。また、国宝・重要文化財（美術工芸品）を災害から守るため、特に現存する建造物から移動して保存することが困難な場合のものに対して防災管理に万全を期し、防火、消火等の防災施設の充実を図る。さらに、重要伝統的建造物群保存地区については、木造建造物が集中するなど、一般地区に比べて防災上危険性が高いことから、計画的に防災施設の整備を図る。

#### (2) 伝統文化を支える人材養成・確保

我が国の伝統的な芸能や工芸技術のうち、芸術上または歴史上価値の高いものを重要無形文化財として指定し、これらのわざを高度に体現している保持者（重要無形文化財保持者・いわゆる人間国宝）やその団体が行う後継者養成・技術錬磨のための経費を補助するとともに、保持団体については、二四団体から二五団体に拡充し、重要無形文化財の後継者の養成・確保を図る。

また、文化財の保存に欠かせない伝統的な技術・技能である選定保存技術の伝承者養成事業に対して補助を行い、選定保存技術の伝承者の養成・確保を図る。

### (3) 史跡等の保存整備・活用

史跡名勝天然記念物の保存・活用を図るため、修理等の整備を行う「記念物保存修理」事業の充実を図る。また、史跡等の保存のため、地方公共団体が行う公有化事業に対する国庫補助の充実を図る。

埋蔵文化財については、費用負担が困難な個人住宅建設等の開発に伴う埋蔵文化財発掘調査に対する国庫補助の充実を図るなど、埋蔵文化財保護と開発事業との調整の円滑化を進める。

### (4) アイヌ関連施策の推進

アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図ることを目的とした「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に基づき、文化庁においては、アイヌ文化の振興に関する施策を推進している。

平成一六年度予算でも、①アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進、②ラジオ講座、弁論大会等のアイヌ語の振興、③文化フェスティバル、実践上級講座等のアイヌ文化の振興、等の施策の推進を図るため、必要な予算を計上している。

### (5) 文化財保護制度の改善

今日の社会構造や国民の意識の変化を踏まえ、国民の生活に密接に関係した文化的所産として新たに保護対象の拡大が求められる分

野や、保存および活用のための措置が特に必要とされる分野への対応など、文化財保護制度の改善が求められている。このため、平成一四年一二月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本の方針」や文化芸術答申等における指摘を踏まえ、今国会において「文化財保護法の一部を改正する法律案」を提出したところである。

具体的には、棚田や里山など、人と自然のかかわりの中でつくり出された「文化的景観」を新たに保護の対象とし、国は都道府県または市町村の申し出に基づき、特に重要なものを重要文化的景観として選定し、支援する。また、鍛冶や船大工など、地域において伝承されてきた生活や生産のための用具、用品等に関する製作技術である「民俗技術」を民俗文化財として新たに保護の対象とする。さらに、開発等により保護の必要性が高まっている近代の文化財等の保護を図るため、届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講ずる登録制度を、従来の建造物に加え、他の有形の文化財（建造物以外の有形文化財、有形民俗文化財および記念物）にも拡充するものである。

### 著作権施策

コンピュータやインターネットの普及など情報化の進展は、著作物等の利用の在り方に大きな変化を及ぼしている。また、現在、国全体として、発明、著作物

などの「知的財産」を重視する機運が高まっており、平成一四年一月に「知的財産基本法」が成立したことを受け、一五年三月には、内閣総理大臣を本部長として、設立された「知的財産戦略本部」での議論の結果、同年七月には、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」が決定された。

文化庁では、これら動きに対応するため、(1)法律ルールの整備、(2)円滑な流通の促進、(3)国際的課題への対応、(4)著作権教育の充実、(5)司法救済制度の充実の五つの分野に整理し、著作権施策を総合的に展開している。

#### (1) 法律ルールの整備

これまでも情報化の進展等に対応し、送信可能化権（インターネット等において無断で送信されない権利）の付与など、著作権の保護を図る一方、コンピュータ教室における児童生徒の複製を可能とするなど、著作物の活用の促進を図ってきた。平成一六年一月の文化審議会著作権分科会の報告においては、「書籍・雑誌の貸与」に係る暫定措置の廃止や、「日本販売禁止レコード」の還流防止措置の法整備が提言されており、これを受け、著作権法の改正案を提出したところである。今後ともさらに、著作権制度の一層の充実に努めていく。

#### (2) 円滑な流通の促進

著作物の円滑な流通の促進のため、文化庁は以下の施策を実施している。

①新しい「ビジネスモデル」の開発を支援  
 日本発の新しいビジネスとして国際的にも注目されている「着メロ」のような新しい「ビジネスモデル」「流通システム」の開発を積極的に支援している。また、著作物の創作や流通の促進を支援するために、著作物の資産評価の方法やその手法を取り入れたビジネスモデルについて研究している。

②「契約システム」の構築を支援

著作物の円滑な流通においては「契約書」を交わすことが必要であるが、我が国には文書による明確な契約を避ける傾向があるといわれ、スタンダードな契約書の開発が遅れていることから、だれでも簡便に契約書が作成できる「契約システム」の研究を行っている。

③「過去の放送番組の二次利用」の促進

過去の放送番組の有効活用を図るために、放送番組の二次利用の促進について、放送事業者、番組制作者、関係権利者等を交えて検討を行っている。

④「自由利用マーク」の普及

著作者が、自分の著作物を他人に使ってもらってもよいと考える場合に、その意思を表示するための「自由利用マーク」を昨年策定し、普及している。これは「プリントアウト・コピー・無料配布OK」「障害者のための非営利目的利用OK」「学校教育の非営利目的利用OK」の三種類からなり、それぞれの場合に応じた利用が期待されている。

\* 詳細は文化庁ホームページ (<http://www.bunka.go.jp/kyuho>) を参照

推進し、著作権に関する教育・普及啓発について一層の充実を図る。

\* 文化庁ホームページ (<http://www.bunka.go.jp/kyuho>) に掲載

### (5)「司法救済制度」の充実

著作権等の侵害については、基本的に、権利者自身が侵害の事実を立証する必要があるが、情報化の進展に伴う著作物の利用形態の多様化にしたがい、権利侵害行為が損害額の立証などが困難になってきている。

このため、平成一五年通常国会では、権利者による「侵害行為の立証負担」を軽減するため、被告が侵害行為を否認する場合には、被告自身が自己の行為の具体的態様を説明しなければならないこととする制度や、権利者による「損害額の立証負担」を軽減するため、新たな「損害額算定制度」を導入する法改正が行われた。今通常国会には罰則の強化や、インカメラ審理手続きの改善、秘密保持命令の創設について、改正法案を提出している。

### 文化振興のための基盤整備

#### (1)新たな国立文化施設等の整備

国立文化施設については、文化発信の拠点としての機能の高度化が求められていた。日本万国博覧会の万博美術館を活用して設置された国立国際美術館は、竣工以来既に三〇年余を経過し、建物の老朽化等の理由によ

### (3)「国際的課題」への対応

デジタル化、ネットワーク化の進展に伴い、パソコン一台あれば著作物のコピーが簡単にできるようになるとともに、インターネットを通じて著作物が国境を越えて大量に流通するようになった。文化庁では、このような状況に対応した適切な海賊版対策と国際ルール構築を積極的に推進している。

①アジア地域における海賊版対策の強化

アジア諸国においては、我が国のCD、DVD、ゲームソフトなど我が国の著作物の海賊版が大量に流通していると見られており、放置することのできない深刻な問題である。海外における海賊版の生産・流通を防ぐため、我が国の権利者が迅速に対抗措置を講ずるための環境整備が不可欠である。

このため、文化庁では、海賊版対策について、①二国間協議による侵害発生国への取り締まり強化の要請や途上国を対象とした研修等の協力事業の実施を通じた、侵害の発生している国への政府の取組の強化、②我が国の権利者向けの手引書の作成など、我が国の企業の諸外国での権利行使の支援、③官民合同ミッションの派遣など、官民の連携の強化のための関係施策を積極的に講じている。

②国際的ルールづくりへの参画等

平成八年、著作権に関する世界的な所有権機関条約および実演及びレコードに関する世界的な所有権機関条約が採択される等、インターネットの普及および情報技術の発展に

り、大阪府吹田市から大阪市（北区中之島）へ新築移転し、平成一六年一月に新館が開館することとなっている。

福岡県の九州国立博物館（仮称）については、平成一七年度の開館を目指して整備を進めており、全国的な公募展や大型企画展等を行う国立新美術館については、建設工事を引き続き行うとともに、平成一八年度の開館を目指して管理・運営等の検討を行っている。

平成一六年一月に国立劇場おきなわが開場し、沖縄伝統芸能を中心に本土・アジア太平洋地域の芸能を織り込んだ開場記念公演が一月から三月まで行われた。平成一六年度からは、公演事業はもとより、伝承者養成、芸能記録作成、資料収集活用等、劇場の事業を本格的に実施することとしている。

#### (2)独立行政法人国立美術館・博物館等の充実

中央省庁等改革での独立行政法人制度の創設に伴い、国立国語研究所、国立美術館、国立博物館、国立文化財研究所は、平成一三年四月からそれぞれ、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所に移行した。

国立美術館・博物館では、我が国における文化芸術の創造、交流、発信の中心的拠点として優れた美術品等を多くの人々の鑑賞に供するなど、多彩な活動を展開しており、展覧会、講習会、美術品等の情報の提供など、国

応じた著作物保護の国際的な議論が進んでいる。インターネット環境下において、著作物は容易に国境を越えて流通する性質を有していることから、今後は、アジア諸国を中心に両条約の早期締結を働きかける。また、現在WIPO（世界的知的所有権機関）で検討が進められている視聴覚的実演や放送機関に関する新条約の議論を推進するために積極的な役割を果たしていく。

#### (4)「著作権教育」の充実

インターネットやパソコンなど、著作物の創作利用手段が急速に拡大・普及しているため、「著作権教育」の充実が、極めて重要な課題となっており、新学習指導要領にも「著作権」に関する指導が明記された。文化庁では従来から、全国中学三年生全員に「マンガ」による解説書を配布したり、著作権講習会の開催などを行ってきたが、平成一四年度から「著作権学ぼうプロジェクト」を展開している。

学校向けの事業として、新たに、「児童・生徒」を対象にゲーム感覚で解答する学習ソフトの開発・提供、「教員」を対象に「教職員向け講習会」の開催（全国一か所）、教員が児童・生徒に著作権への関心を高めたり、理解を深めたりすることを促すための「さっかけ」の例を紹介する事例集の提供、協力校における著作権に関する具体的な指導方法の研究開発を行っている。

平成一六年度は、引き続きこれらの施策を

民に対して提供するサービス等の質の向上に關し平成一三年度～一七年度までの五年間の中期計画を作成し実施している。小・中学生に対し平常展の観覧料の無料化を実施するとともに、ボランティア活動を推進していくなど、国民により親しまれる美術館・博物館を目指し活動の充実を図ることとしている。

文化財研究所では、文化財についての調査研究、資料の作成・公表、国際的研究や国際協力事業を実施している。また、博物館・美術館等保存担当学芸員等に対する研修の実施や地方公共団体が行う発掘調査についての専門的・技術的指導・助言なども行っている。

#### (3)国立劇場・新国立劇場の運営の充実

国立劇場では、歌舞伎、能楽、文楽、演芸などの伝統芸能を原作を尊重した正しいかたちで公開するとともに、伝承者の養成などの事業を実施している。また、新国立劇場では、オペラ、バレエ、現代舞踊、演劇などの現代舞台芸術の公演、実演家等の養成などの事業を実施している。

国立劇場および新国立劇場の設置者である、独立行政法人日本芸術文化振興会は平成一五年一〇月に特殊法人から独立行政法人へと移行したが、我が国の舞台芸術の拠点として、その果たすべき役割は変わることとはなく、より一層の運営の充実を図ることとしている。

なお、国立劇場本館、国立演芸資料館（国立演芸場）、国立能楽堂、国立文楽劇場、新国

立劇場に続き、平成一六年一月に沖縄伝統芸能の殿堂となる国立劇場おきなわが開場した。

#### (4) 多様な文化芸術情報の発信

国立博物館等が収蔵する文化財・美術品に関する情報、国立劇場・新国立劇場の公演等や国公立の文化施設等に関する情報のデータベース化を行い、文化庁のホームページ(<http://www.bunka.go.jp>)等を通じて情報提供を行う。また、国や地方の有形・無形の文化遺産に関する情報を国内外に積極的に公開することなどを目的とする「文化遺産オンライン構想」を推進し、文化遺産のインターネット上での総覧の実現などの取組を進めている。

### 文化の国際交流・協力

#### (1) 国際文化交流の推進

国際化の進展に伴い、我が国は国際的な文化交流を通じて世界の人々の相互理解を促進し、国際平和と自由な世界の実現に貢献することが求められている。また、我が国の魅力ある文化を海外に発信することにより、国際社会における日本および日本人の存在感を高めることが重要である。

このため、文化庁は、芸術家・芸術団体による国際交流の支援や海外の文化遺産の保存修復への協力に加え、平成一五年度から、さまざまな分野の著名な文化人・芸術家が我が国に一堂に会し、講演、討論を行う「文化庁

国際文化フォーラム」を開催し、また、我が国の文化人・芸術家を海外に派遣し、日本の文化に関する講演・講習などを行うとともに、来日する諸外国の著名な芸術家による学校訪問などを行う「文化庁文化交流使」事業を実施している。

#### (2) 芸術文化の国際交流・協力

国際的な芸術文化交流の推進を図り、もって我が国文化の向上と振興に資するため、世界的な芸術団体・芸術家の参加を得て「舞台芸術国際フェスティバル」を開催するとともに、ASEAN諸国等との二国間交流の推進、オペラ等の国際共同制作、海外のフェスティバル等への参加を支援する「優れた芸術の国際交流」を実施する。

また、同じく「文化芸術創造プラン」の中で、「芸術家奨学制度」を実施し、我が国の新進芸術家に海外での研修の機会を提供するとともに、海外の新進芸術家を招へいする。

#### (3) 文化財の国際交流・協力

世界の優れた文化財は人類共通の貴重な遺産であるとの認識のもと、我が国の文化財の世界遺産への登録の推進と、世界遺産の保護に関する取組を進める。

人類の口承および無形遺産の傑作をたたく、その継承と発展を奨励するユネスコ「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言」や、「無形文化遺産の保護に関する条約」の早期締結など、ユネスコによる無形文化遺産の保護への取組

へ引き続き積極的に対応していく。我が国の優れた文化財を広く海外に紹介し、相互理解を深めるため、日本古美術品による海外での展覧会を実施する。

本年度は、中国国家博物館（北京）において、『日本名宝展』を開催するとともに、夏以降にはドイツのライプス・エンゲルホルン博物館（マンハイム市）およびマルチン・グロピウス・パウ展示館（ベルリン市）において、『日本の考古・曙光の時代』（仮称）を開催予定である。

アフガニスタンの文化財修復に対する協力については、「アフガニスタン等文化財国際協力会議」（座長：平山郁夫東京芸術大学学長）を開催し、報告書が平成一五年八月に文化庁長官に提出された。イラク文化財の保護については、平成一五年八月一日にユネスコと共同して、東京で「イラク文化財保護国際会議」を開催した。平成一六年度においても引き続き文化財の保存・修復に関する国際協力への取組を進めるため、新たに、文化財保護国際貢献事業として、文化庁において、各国からの要請等に応じ、専門家等の現地調査研究や招へい等を行う。

さらに、「アフガニスタン等文化財国際協力会議」の報告書を踏まえ、文化財分野における国際協力等に関する総合的な対応の在り方について検討を行うため、「文化財国際協力等推進会議」（座長：平山郁夫東京芸術大学学長）を開催する。

特集

# 中央教育審議会答申 「今後の学校の 管理運営の 在り方について」

●巻頭言  
●論文  
●答申に当たって  
●エッセイ

河村建夫

鳥居泰彦

木村 孟 / 田村哲夫 / 若月秀夫 / 小川正人

あたらしい学舎 Part II

三重県上野市立崇広中学校

今井雅之

## 編集後記

▽四月は入学、入社、入社の季節です。仮庁舎のある丸の内界隈でも「新人」といった雰囲気の方を見かけます。新社会人の皆様、これからさまざまな場面に直面しますが、自分らしさを見失うことなく、目標に向かってがんばってください。▽この季節はスギ花粉が飛散する時期でもあります。昨年の冷夏の影響から今年度は例年より花粉の量は少ないようですが、花粉症の方にとってはよくぶん過ししやすい「春」ではないでしょうか。▽いよいよ、八月にはアテネ五輪が開催されます。いろいろな競技で日本人選手

の活躍が期待されます。開催がとて待ち遠しいですね。なお、本誌七月号でも開催記念の特集を予定しております。▽さて、今月号では平成一六年度の「文教・科学技術施策の進展」を特集しております。教育、科学技術、学術、スポーツ、文化のそれぞれの分野についてポイントを分かりやすく解説し、紹介しておりますので、ぜひ一読ください。▽本誌の編集担当として二年目を迎えます。今後も誌面の充実に向けてまいりますので、引き続きご愛読よろしくお願い申し上げます。(谷)

### 科学技術・学術審議会資源調査分科会報告書 「文化資源の保存、活用及び創造を支える科学技術の振興」

かつては文化芸術も科学技術も同じ「art」と呼ばれていたが、文化芸術と科学技術に分化したといわれており、今日、文化芸術すなわち文化資源と科学技術を再び融合して新しい価値をつくり出していくことが期待されています。

一方、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」でも、文化財等の保存および活用について科学的な調査研究の成果を生かした取組を推進すること等がうたわれております。

こういった背景から、科学技術・学術審議会資源調査分科会では、文化芸術と科学技術の再融合を目指して、「文化資源の保存、活用及び創造を支える科学技術の振興」について調査審議し、2月19日に報告書を取りまとめました。

その提言のポイントとしては、  
①「文化資源の保存を支える科学技術の振興」については、遠隔探査など文化資源の探査のための研究開発、放射性炭素年代測定など文化資源の科学的年代測定のための調査研究、先端技術と文化芸術の融合による文化資源の科学的分析のための調査研究、有形文化資源の保存修復技術の研究開発等を推進することを提言しております。

②「文化資源の活用を支える科学技術の振興」については、人工現実感技術、いわゆるバーチャルリアリティの技術による文化資源の保存・展示を推進することを提言しております。

③「文化資源の創造を支える科学技術の振興」については、日本の魅力を高める観点からのメディア芸術関連技術の振興等について提言しております。また、今後の課題として、関係機関と産業界の一層の交流・協力、文化芸術と融合させた科学技術等を掲げております。

今後は、この報告書を、第3期科学技術基本計画に向けて、「文化芸術と科学技術」について議論をするきっかけとしたいと考えております。

報告書は、文部科学省ホームページ ([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu3/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu3/index.htm)) に掲載されているほか、国立印刷局から刊行物として発行されております。

MEXT.61 月刊

文部科学時報 4月号

第1537号

●著作権所有——文部科学省◎

●発行所——株式会社 きょうせい

本社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12  
本部 〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16  
電話 03-5349-6666 (営業部)  
URL <http://www.gyosei.co.jp>

●印刷所——ぎょうせいデジタル株式会社

平成16年4月10日印刷  
平成16年4月10日発行

定価610円(税別581円)(¥84円)  
年間購読料7,320円

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。  
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはよりの書店にてお願いいたします。

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、それぞれ筆者個人の見解であることをお断りいたします。

Printed in Japan 2004 ISSN 1346-325X ●この刊行物は再生紙を使用しています。